

村上明寛教育長再任のお知らせ

鶴居村教育委員会教育長の任期満了に伴い、村上明寛教育長が令和4年第3回鶴居村議会定例会において同意を得て再任されました。任期は令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間です。

教育長再任の挨拶



鶴居村教育長
村上 明寛

令和4年第3回鶴居村議会定例会における任命同意を経て、10月1日付けで大石村長から、引き続き教育長の任につくよう辞令を頂戴いたしました。もとより微力ではございますが、改めて気を引き締め、鶴居村の教育行政の充実に全力で取り組んでまいります。

私は、ふるさと・鶴居村に愛着と誇りを持ち人間性豊かな「鶴居びと」を育成し、地域づくりの一翼を担うことが教育委員会に課せられた使命ととらえています。このことを念頭に、教育委員の皆様とともに、教育をめぐる諸課題に対応した教育施策を推進してまいりますので、村民の皆様のご理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

村教育委員再任のお知らせ



坂本和也 氏

令和4年第3回鶴居村議会定例会において、坂本和也氏が教育委員として就任することが決定いたしましたので、村民の皆様にご紹介させていただきます。

なお、任期は令和4年10月1日から令和8年9月30日までの4年間です。

令和4年末から、鶴居村の年末年始の休日を変更します。

村が設置する複数の施設等では、鶴居村の休日定める条例等により、12月31日から1月5日までの6日間を年末年始の休日としています。

現在、国及び北海道、民間企業や金融機関などの多くでは、年末年始の休日を12月29日から1月3日までとしており、本村と休日の日にちが異なっていることから、年末年始の行政サービスの利用に影響を及ぼしたり、鶴居村と他の行政機関との業務の連携などに支障を来したりすることがあります。

このことから、本年末（令和4年末）から、村の年末年始の休日を国及び北海道などと同じ日の12月29日から1月3日までに変更します。

なお、今回の休日の変更は、釧路管内の7町村（釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、白糠町、鶴居村）が合せて行うこととしています。

令和4年末から、鶴居村の年末年始の休日を次のとおり変更します。

【現行】 12月31日から翌年の1月5日まで休日
【変更後】 12月29日から翌年の1月3日まで休日
※令和4年度の年末年始の休日は、次の日となります。
令和4年12月29日（木）から令和5年1月3日（火）までの6日間

次の村の施設等について、年末年始の休日が変更となります。（21施設1業務）

施設等の名称	年末年始の休日	
	現行	変更後
鶴居村役場（役場庁舎・教育委員会事務局等の事務所） 各地区コミュニティセンター（7施設） 鶴居放課後児童クラブ 鶴居子育て支援センター 鶴居保育園 鶴居小型児童館 村民福祉センター 村立鶴居診療所 一般廃棄物最終処分場 農業生産支援交流施設 農畜産物加工施設「酪楽館」 上幌呂・茂雪裡文化交流施設（2施設） 上幌呂・下久呂呂地域体育センター（2施設）	12/31～1/5	12/29～1/3
幌呂線デマンドバスの運行予約	12/31～1/5	12/29～1/3

※その他の施設や、年末年始の休日を設けていない施設については変更ありません。
ご不明な点は、鶴居村役場（TEL64-2111）までお問い合わせください。